

雲南市 業務委託 仕様書

事業名		特定地域生活排水処理施設整備事業			
業務名		雲南市公共浄化槽長寿命化対策業務			
道川施設名					
建設工事の種類		業務委託		発注工事種別	
工事番号				その他業務	
工事番号				雲南市大東町大東外地内	
入札・契約方法及び条件	契約方法	別に指示		入札(見積)場所	別に指示
	入札(見積)日時	別に指示			
	入札保証金	別に指示		契約保証金	別に指示
	前払金	別に指示		最低制限価格	別に指示
	部分払	別に指示		その他の条件	別に指示
	工事完成期限	別に指示		現場説明	別に指示
公告	文書番号	別に指示		公告日	別に指示
契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	完成年月日	請負金額
	当初契約				
	変更契約				
	変更契約				
	受注者住所・氏名				
監督職員	総括監督員		主任監督員		監督員
記事	<p>本件は、雲南市契約規則及び雲南市入札執行要領の定めるところにより執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積った契約希望金額(消費税及び地方消費税を含んだ額)の110分の100に相当する金額とすること。 この場合、10%に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 ・落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。 ・契約締結後、速やかに監督職員と協議を行うこと。 ・本業務は島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書及び特記仕様書を適用する。 ・変更が生ずる場合は直ちに監督職員と協議し、その指示に従うこと。 ・現地調査を行う場合は、地元関係者に十分な説明を行い、理解を得てから行うこと。 				

特定地域生活排水処理施設整備事業
雲南市公共浄化槽長寿命化対策業務 特記仕様書

この業務にあたっては、雲南市公共浄化槽長寿命化計画に基づいて計画的に改修し、この特記仕様書及び個人情報保護に関する特記事項（別記）によるものとする。

1. 一般事項

本業務は、雲南市上下水道局給排水課が管理する公共合併処理浄化槽の老朽化した機器設備の改築を行うものである。

なお、分解時等に本特記仕様書に記載していない部分で劣化等が激しいものが確認された場合は、監督員に報告し、指示を受けること。

2. 業務内容

- ・発注者は、対象年度内で改築等を行う必要のある「浄化槽改築対象リスト」を作成し、受注者に提供する。
- ・受注者は、発注者から提供された「浄化槽改築対象リスト」をもとに、効果的な改築により長寿命化が可能な「浄化槽改築実施リスト（案）」を作成し、発注者の承認を受けた後、仕様書に基づいた改築作業を行う。
- ・受注者は、改築対象施設のうちで、改築ではなく、躯体の更新を進める方が経済的で効果的と判断できる場合は、改築等を行わず、発注者に報告し、判断を仰ぐ。
- ・受注者は、改築等の作業を完了する度に、「浄化槽改築実施リスト」に作業日、作業内容、所見情報等を記載する。
- ・受注者は、月締めで月ごとの作業記録を電子データで発注者に提供するほか、伝達事項があれば電話やメール等で報告を行う。
- ・受注者は、年度ごとに定められた目標基数の改築を達成するため、事前に共有すべきと判断した事項は発注者に報告を行う。
- ・受注者は、発注者からの指示書に基づき送風機の機器交換を行う。ただし、予防保全的に交換できる場合は予定基数の範囲内で交換作業を行い、発注者へ報告を行う。

3. 施工範囲

本業務による施工範囲は下記のとおりとする。

- 1) マンホール蓋設置工
 - ・樹脂蓋
 - ・鉄蓋
- 2) 躯体・仕切板補修工
 - ・5～50人槽
- 3) 担体等の補充補修工
 - ・5～50人槽
- 4) 送風機設置工
 - ・風量60～300L/分

4. 適用規格

本工事の設計、製作及び据付にあたっては下記の諸規定及び諸規格に準拠するものとする。

- ・ 日本工業規格(JIS) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- ・ 日本電動工業会標準規格(EM) 電気設備技術基準
- ・ 労働安全衛生規則 消防法及び危険物取扱規定
- ・ その他関係規格及び諸規定

5. 業務の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければいけない。なお、受注者又は下請負先が義務違反又は義務を怠ったことによつて発注者が損害を被つた場合には、発注者は受注者に損害賠償を請求することができる。発注者が請求する損害賠償額は、発注者が実際に被つた損害額とする。

- 1) 受注者(総括責任者)が、業務全般の実施につき総合的に企画し、下請負先への指導、指示及び監督職員や関連業務受注者等との調整を実行すること。
- 2) 下請負先が雲南市の指名競争入札参加資格者である場合は、営業停止、指名停止期間中でないこと。
- 3) 下請負先は当該下請負業務の履行能力を有すること。
- 4) 受注者は、下請負を行う場合には、あらかじめ書面により発注者に申し出て、承諾を得なければならない。

6. 提出書類

・ 受注者は、「浄化槽改築実施リスト」に作業日や作業内容、所見情報を明記するとともに、月締めで作業記録(位置情報を含む)を市に所定のフォーマットで報告するものとする。
※所定のフォーマットとは、雲南市が所有する下水道台帳GIS(アジア航測株式会社)に紐付く位置情報のデータを座標管理し、管理データの属性リストとして作成し毎月の報告書として提出すること。なおGISソフト、属性データのインポート等は受注者で行うこととする。

7. 完成図書

・ 毎月の報告書を年間分取りまとめ紙媒体にて2部提出すること。
・ 市に所有する浄化槽台帳システムにインポートできるフォーマットで報告するものとする。また、同内容の電子媒体(CD)も2部提出すること。

8. 支払いの条件

・ 業務報告書に基づき実施件数の確認がなされた場合は、1か月毎に支払いを行うことができる。

別記

個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人が認識、又は識別されうるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することがないように個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときはその業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、この契約による業務に関し知り得た個人情報を契約の目的外に利用又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6 乙は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、委託者（以下「甲」という。）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託をする必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (5) 再委託を相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 乙は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を委託に対して適宜報告しなければならない。

（業務従事者への周知）

第9 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第10 乙はこの契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（返還、消去及び廃棄）

第11 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報又は乙自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、甲の指定した方法により直ちに甲に返還、消去又は廃棄するものとする。

（定期報告及び緊急時報告）

第12 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

（監査等）

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査または調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 乙の故意または過失を問わず、乙が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 特定個人情報の取扱いを含む委託の場合には、下記によること。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、特定個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）について、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

(責任体制の整備)

第6 乙は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

2 乙は、業務が特定個人情報等を取扱う事務である場合は、前項による作業責任者及び作業従事者について、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

(返還、消去、廃棄及び受渡し)

第11 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報又は乙自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、甲の指定した方法により直ちに甲に返還、消去又は廃棄するものとする。

2 乙は、この契約による業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、この契約による業務において利用する特定個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日）を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

6 乙は、甲と乙の間の特定個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に特定個人情報の預り証（受け渡し日時、担当者、場所、受け渡し手段を記した書面）を提出しなければならない。

工事数量総括表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
改築・更新業務費					
改築・更新業務					
改築・更新業務					
マンホール蓋更新					
マンホール蓋更新		1 式			
マンホール蓋設置工 樹脂製	4	箇所			
マンホール蓋設置工 鉄製	4	箇所			
躯体・仕切板補修工					
躯体・仕切板補修工	1	式			

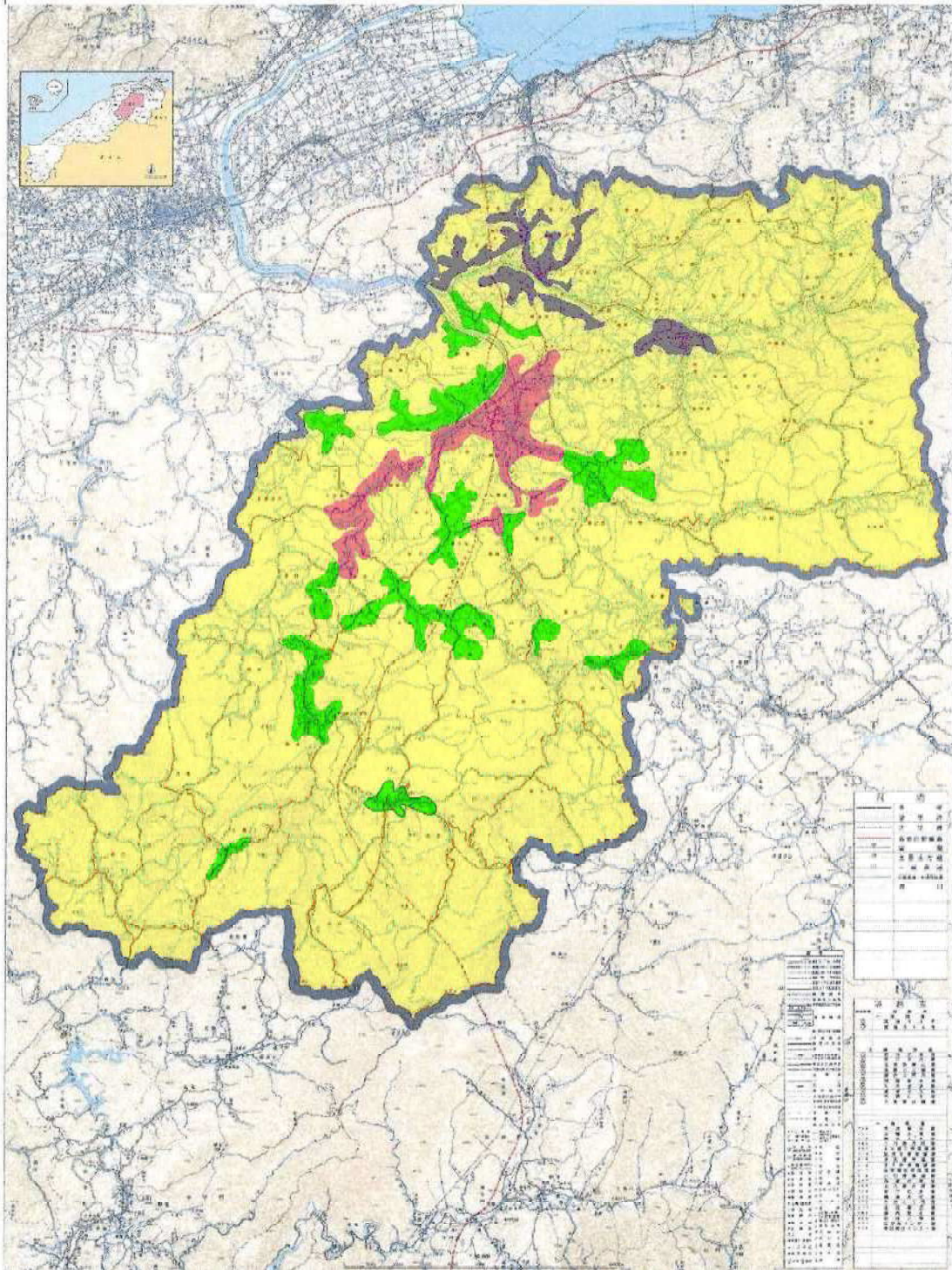
工事数量総括表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
躯体・仕切板補修工	40	箇所			
担体等の補充補修工 (ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)	1	式			
担体等の補充補修工 (ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)	15	箇所			
送風機更新工					
送風機設置工	1	式			
送風機設置工	160	箇所			
直接作業費計		式			
直接費・調査費計					
その他原価					

工事数量総括表

	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
業務原価						
一般管理費等						
業務価格						
消費税及地方 消費税相当額			1式			
業務委託費						
業務価格計						
消費税及地方 消費税相当額			1式			
業務委託費計						

浄化槽処理促進区域の位置及び区域を示した図面



※農業集落排水区域については、浄化槽処理促進区域に指定し、自然的条件、経済的条件、社会的条件により農業集落排水処理施設（管路）に汚水を流すことが困難な場合においては浄化槽を設置する。

※農業集落排水処理施設は、浄化槽処理促進区域に指定することにより、みなし公共浄化槽に位置付けられるため、改正浄化槽法の規定を適用する。

※雲南市公共下水道事業計画図区域は除く。

凡 例

浄化槽処理促進区域	
公共下水道処理区域及び公共下水道予定処理区域	
特定環境保全公共下水道区域	
農業集落排水区域	

見 積 参 考 資 料

施 行 年 度 : 令 和 8 年 度

事 業 名 : 特 定 地 域 生 活 排 水 处 理 施 設 整 備 事 業

業 務 名 : 雲 南 市 公 共 浄 化 槽 長 寿 命 化 対 策 業 務

道 川 施 設 名 :

施 工 位 置 : 雲 南 市 大 東 町 大 東 外 地 内

記 事 :

「見積参考資料」「積算用参考図」は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、これらの資料は「設計図書」とはならない。

よって、業務を完了させるための一切の手段については、請負者の責任において定めるものとする。

工事内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
改築・更新業務費										
改築・更新業務										
改築・更新業務										
マンホール蓋更新										
マンホール蓋更新										
躯体・仕切板補修工	1			式						工種 第0001号表
躯体・仕切板補修工										
躯体・仕切板補修工	1			式						工種 第0002号表
担体等の補充補修工										
担体等の補充補修工 (ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)	1			式						工種 第0003号表

工事内訳表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
送風機更新工					
送風機設置工	1	式			工種 第0004号表
直接作業費計		式			
直接費・調査費計					
その他原価					
業務原価					
一般管理費等					
業務価格					
消費税及地方 消費税相当額					

工事内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
業務委託費						
業務価格計						
消費税及地方 消費税相当額			1 式			
業務委託費計						

工種明細表

工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
マンホール蓋設置工 樹脂製	4	箇所			施工 第0-0001号表
マンホール蓋設置工 鉄製	4	箇所			施工 第0-0002号表
単位当り	1	式			

工種明細表

工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
躯体・仕切板補修工	40	箇所			施工 第0-0003号表
単位当り	1	式			

工種明細表

工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
担体等の補充補修工 (ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)	15	箇所			施工 第0-0005号表
単位当り	1	式			

工種明細表

工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
送風機設置工	160	箇所			施工 第0-0006号表
単位当り	1	式			

施工内訳表

施工 第0-0003号表

頁C-0012

[名称] 躯体・仕切板補修工 [規格1]		[規格2]				1	箇所	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考			
普通作業員	3	人						
ライトバン 二輪駆動 乗車定員5名排気量1.5L	8	時間						
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油	3	L						
躯体補修材 FRP補修材	1	式			見積参照			
泥水運搬 運搬距離 L=40km 汚泥吸排車 積載質量3.0 t	1.4	m3			施工 第0-0004号表			
防水工	2	人						
単位当り	1	箇所						

